



YOKOHAMA
COMMUNITY
DESIGN
LAB.

YOKOHAMA
LIVING LAB
SUPPORT OFFICE



リビングラボを通じた循環型経済（サーキュラーエコノミー）を推進するための協定を締結 ～公民連携で循環型経済を推進し市民のウェルビーイングの向上を目指します～

本日、横浜市は一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィス（代表理事：河原 勇輝）、特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ（代表理事：杉浦 裕樹/森由香）及びハーチ株式会社（代表取締役：加藤 佑）と、リビングラボを通じた循環型経済（サーキュラーエコノミー）を公民連携により推進する協定を締結しました。

一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィスが提唱する横浜版の地域循環型経済ビジョン「サーキュラーエコノミーplus」（注1）に基づき、循環型経済の推進を通じて、脱炭素社会や共生社会等の実現、市民のウェルビーイングの向上に寄与することを目的としています。

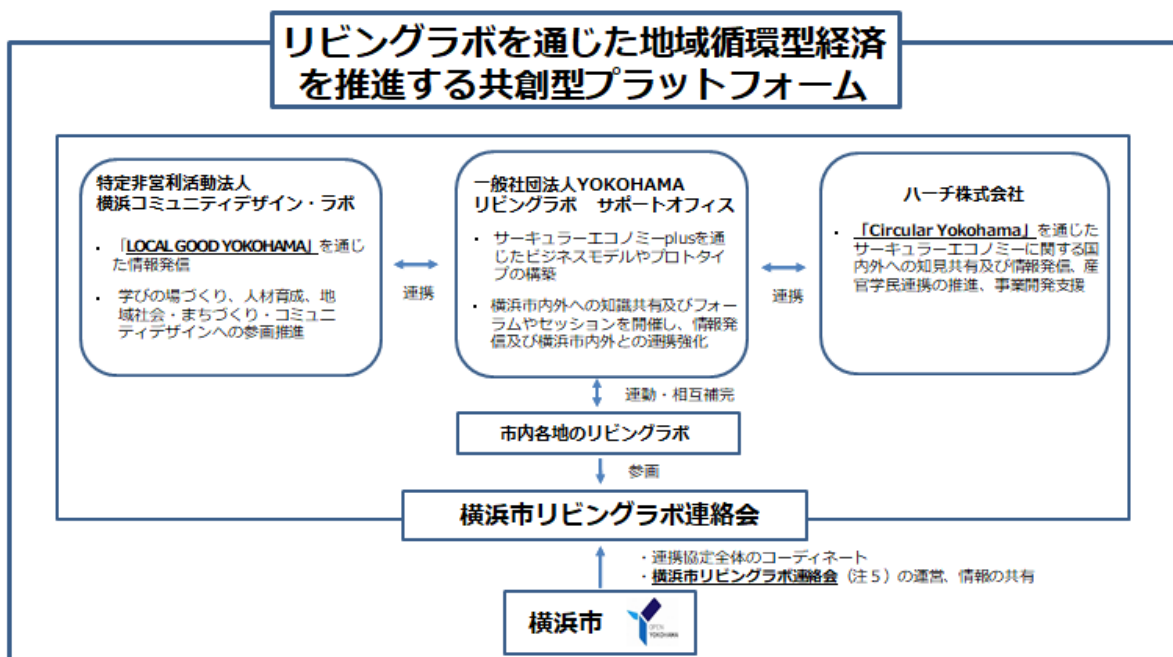
1 経緯

一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィスと特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ及び横浜市は、令和2年5月に協定を締結し、コロナ禍を乗り越えるための ICT プラットフォーム「おたがいハマ」の構築・運営を進めてきました。またハーチ株式会社と一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィス及び横浜市は、これまで リビングラボ（注2）を通じた地域循環型経済（サーキュラーエコノミーplus）の取組を相互に連携しながら進めてきました。

この度、コロナ禍に対する4回目の緊急事態宣言を経て、市民の意識の変化やライフスタイルが再構築されたことを念頭において、横浜市民のウェルビーイングのあり方を改めて追求する必要があること、また、脱炭素社会の形成に向けて、この6月に「横浜市脱炭素社会形成推進条例」が制定されたことを踏まえて地域主体による循環型経済の推進をより加速させる必要があることから、4者による本協定の締結に至りました。

2 今後の展開

リビングラボを通じた地域循環型経済（サーキュラーエコノミーplus）を推進するため、共創型プラットフォーム（LOCAL GOOD YOKOHAMA（注3）やCircular Yokohama（注4）などと連携し、情報発信及び事業化支援を目的とする総合的な基盤）を構築します。



なおこのプラットフォームには、4者の協働・共創によって、次の機能を持たせていきます。

- 1 地域の課題や資源を集約し、可視化を行う
- 2 広く市民や企業に対して発信し、共有化する
- 3 市民や企業に対して学びの場を提供する
- 4 事業開発や事業の継続を支援する

3 本協定への期待

■一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィス

私たちは、サーキュラーエコノミーとしてモノや資源が循環する中で、そこに「+」して「人」に重きをおいた「サーキュラーエコノミーplus」の考えを礎にして、循環型社会実現を目指し活動しております。今回の連携をきっかけに、横浜から「人」を中心とした循環型社会による持続可能な地域づくりを加速させていければ幸いです。

■特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ

4者がもつ情報、ネットワーク等を活用することにより、横浜の未来を「自分たち事」として捉えて、共に学び、共に考えて実践するまちづくりの取り組みをさらに推進したいと思います。2014年に運営を開始した「LOCAL GOOD YOKOHAMA」は4者の協定事業として連携して運営していきます。

■ハーチ株式会社

本協定をきっかけに産官学民の連携をさらに加速させるとともに、「Circular Yokohama」を通じた市内外への情報発信および事業開発支援を強化し、サーキュラーエコノミー推進による地域課題の解決、市民のウェルビーイング実現に向けてより一層尽力してまいります。

■横浜市（政策局共創推進室担当部長 黒田夏子）

本協定を契機として、「リビングラボ」や「共創ラボ」の仕組みをより一層活かしながら、本市として地域循環型経済を公民連携によって、進めていくための体制づくりを本格化していきます。それにより、横浜市民お一人、おひとりの生活ニーズやライフスタイルに応じたウェルビーイングを実現していきます。

4 本協定に関するキックオフミーティングの開催について

「リビングラボを通じた循環型経済（サーキュラーエコノミー）を推進するための協定」の趣旨・目的や取組内容について発表し、興味・関心を持つメディア関係者や市民、企業、大学研究者の皆様と質疑応答をオンラインで行う会を次のとおり開催します。
この協定に興味を持ち、お時間のある方は是非、ご参加ください。

- ◆日時：令和3年12月3日（金）午前9時～10時
- ◆場所：完全オンライン
- ◆内容：協定内容の説明、参加者からの質疑応答
- ◆参加方法：次のURL 又は QR コードからアクセスのうえご参加ください。

<https://youtu.be/vYR-o9Q-LDc>



【注釈】

- (注1) **サーキュラーエコノミーplus** :
資源や製品の循環に限らず、循環を通じた「ひと」のエンパワーメントにより持続可能なまちづくりを目指す、新たな社会経済モデル



- (注2) **リビングラボ** : 身近な地域の課題をテーマに、住民を中心に様々な知見を有する企業、大学等と連携して課題解決のための対話を行う場です。現在、横浜市内では、15 か所以上でエリアの名を冠したリビングラボの取組が介護や教育など様々なテーマのもと、活動している。
- (注3) **LOCAL GOOD YOKOHAMA** : 特定非営利活動法人横浜コミュニティデザイン・ラボが運営する、インターネット上の場と、インターネットを超えた地域の現場両面から、地域をよくする活動「地域のGOOD=ステキないいコト」に市民、企業が参加するきっかけをつくっていくことを目指すプラットフォーム。
- (注4) **Circular Yokohama** : ハーチ株式会社が構築・運営する Circular Yokohama (サーキュラーヨコハマ) は、横浜市内のサーキュラーエコノミー (循環型経済) を加速させるためのプラットフォーム。
- (注5) **横浜市リビングラボ連絡会** : 横浜市内各地のリビングラボ相互の意見交換、情報共有を目的として開催している。

【本協定における主体の紹介】

主体	事業内容
一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「サーキュラーエコノミーplus」の考えを礎にして、地域の課題を地域の方で解決し、持続可能なまちづくりを実践していくためのサポート
特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ 	<ul style="list-style-type: none"> ● LOCAL GOOD YOKOHAMA、ヨコハマ経済新聞、港北経済新聞の運営 ● シェアオフィス「さくら WORKS<関内>」、ものづくり工房「ファブラボ 関内」、コミュニティスペース「泰生ポーチフロント」、寿町のまちづくり拠点「ことぶき協働スペース」の運営 ● 公益的な取り組みに対する ICT の活用支援
ハーチ株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ・サーキュラーエコノミーなどをテーマとするデジタルメディアの運営事業 ● 企業・自治体のサステナビリティ・サーキュラーエコノミー支援事業

お問合せ先

横浜市政策局共創推進課長	小池 道子	TEL 045-671-4394
一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィス(事務局)		TEL 045-442-4105
特定非営利活動法人横浜コミュニティデザイン・ラボ	杉浦 裕樹	TEL 045-664-9009
ハーチ株式会社(事務局)	Mail contact@circular.yokohama	

リビングラボを通じた循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進に関する協定書

一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィス（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ（以下「乙」という。）、ハーチ株式会社（以下「丙」という）及び横浜市（以下「丁」という。）は、リビングラボを通じた循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進に関して、甲乙丙丁（以下「協定当事者」という。）が相互に連携して取り組むことに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、リビングラボを通じた循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進に向け、甲が提唱する 横浜版の地域循環型経済ビジョン「サーキュラーエコノミーplus」（資源や製品の循環に限らず、循環を通じた「ひと」のエンパワーメントにより持続可能なまちづくりを目指す、別紙に掲げる新たな社会経済モデル。以下「サーキュラーエコノミーplus」という。）に特に留意しながら、協定当事者が相互に連携協力し、循環型経済の推進を通じて、脱炭素社会や共生社会等の実現、市民のウェルビーイングの向上に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 協定当事者は、本協定にもとづき、サーキュラーエコノミーplus の具現化に向けて、次の各事項について連携するものとする。

（1）産官学民間における情報共有及び市内外に向けた情報発信

（2）市民が地域社会へ参画するための学びの場及び機会づくり

（3）リビングラボ活動の支援・活性化

（4）多様な官民主体の連携によるソリューション（商品、サービス、仕組み等）の開発及び支援

2 前項に定める事項のほか、本協定の目的達成に必要な事項及び前項に定める各事項の実施期間、具体的な実施内容その他の詳細については、別途協定当事者が協議のうえ、全員の合意のもと決定するものとする。

（役割）

第3条 本協定において、協定当事者が分担する役割は次のとおりとする。

甲	・サーキュラーエコノミーplus を通じたビジネスモデルやプロトタイプ構築 ・横浜市内外への知識共有及びフォーラムやセッションを開催し、情報発信及び横浜市内外との連携強化
乙	・WEB名称「LOCAL GOOD YOKOHAMA」を通じた情報発信 ・学びの場づくり、人材育成、地域社会・まちづくり・コミュニティデザインへの参画推進
丙	・WEB名称「Circular Yokohama」を通じたサーキュラーエコノミーに関する国内外への知見共有及び情報発信、産官学民連携の推進、事業開発支援
丁	・連携協定全体のコーディネート ・リビングラボ連絡会の運営、情報の共有

2 協定当事者は、前項に定めるもののほか、新たな役割が生じた場合は、協定当事者が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

（手法）

第4条 前条の役割分担のもと、サーキュラーエコノミーplus を推進するため、共創型プラットフォーム（LOCAL GOOD YOKOHAMA や Circular Yokohama などと連携し、情報発信及び事業化支援を目的とする総合的な基盤）を構築する。

(情報管理)

第5条 協定当事者は、利用・公開が予定されている丁のオープンデータ以外の情報について、本協定により相手方から提供された又は知り得た情報を、提供者の事前の承諾なく、第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならない。

2 協定当事者は、前項の情報のうち個人情報にあたる情報が存在する場合は、関係法令を遵守し、特に適切に取扱わなければならない。

(権利帰属)

第6条 本協定にもとづく取組により生じた成果物の権利帰属については、取組毎に契約書を締結し、その内容に準ずるものとする。

(本協定からの脱退)

第7条 協定当事者のいずれかが、本協定からの脱退を希望する場合は、他の協定当事者との協議を行ったうえで、他の当事者に対して書面により脱退の意思を通知しなければならない。

2 脱退の基準日は、前項に基づく通知が、他の当事者全員に到達した日の翌日とする。

(第三者との関係)

第8条 第三者から本協定への連携の提案があった場合、協定当事者による協議を行い、全員の合意が得られた場合のみ連携を承認する。

2 協定当事者は、本協定を遵守することを条件として、本協定と同趣旨の契約を第三者と締結することができる。

(本協定の解消)

第9条 第10条に示す有効期間にかかわらず、協定当事者のいずれも、他の協定当事者に対して、書面により本協定の解消を申し出ることができる。

2 前項の申し出がなされた場合は、協定当事者による協議を行うものとし、当該協議において当事者全員の合意がなされた日の翌月末に本協定は終了する。

(本協定の発効及び有効期間)

第10条 本協定は、本協定を締結した日をもって発効し、その有効期間を1年とする。ただし、期間満了日の1か月前までに協定当事者のいずれからも、本協定の期間延長を行わない旨の通知がないときは、1年間自動延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 協定当事者のいずれかが、期間満了日の1か月前までに期間延長を行わない意思表示したときは、協定当事者による協議を行うものとする。当該協議において当事者全員の合意がなされた場合、期間満了日をもって、本協定は終了する。

(協定書の変更)

第11条 協定当事者のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議のうち、当事者全員の合意のもと必要な変更を行うことができる。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用や解釈に疑義が生じた場合は、その都度協定当事者が協議のうち解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定当事者それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年(2021)年12月1日

甲 神奈川県横浜市磯子区中原4丁目1番30号
一般社団法人YOKOHAMAリビングラボサポートオフィス
代表理事 河原 勇輝 印

乙 神奈川県横浜市中区相生町3丁目6-1 泰生ビル2階
特定非営利活動法人横浜コミュニティデザイン・ラボ
代表理事 杉浦 裕樹
森 由香 印

丙 神奈川県横浜市中区尾上町3丁目35 横浜第一有楽ビル3F
ハーチ株式会社
代表取締役 加藤 佑 印

丁 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春 印

サーキュラーエコノミーplus の概念図

